

# 企画競争説明書

業務名称：バングラデシュ国ダッカ交通安全プロジェクト

調達管理番号：20a00932

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年1月6日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年1月6日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国ダッカ交通安全プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2024年9月

以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期（詳細計画策定フェーズ）：2021年3月 ～ 2021年9月

第2期（本格活動実施フェーズ）：2021年10月 ～ 2024年9月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約(第2期)については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後): 契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降): 契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降): 契約金額の14%を限度とする。

#### 4 窓口

##### 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 小菅 恵理子 [Kosuge.Eriko2@jica.go.jp](mailto:Kosuge.Eriko2@jica.go.jp)】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

##### 【事業実施担当部】

社会基盤部 運輸交通グループ 第一チーム

#### 5 競争参加資格

##### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

##### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

##### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

##### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

本件は特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年1月18日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして  
います。

(3) 回答方法：2021年1月22日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年2月5日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）
    - ① 本邦研修に係る経費
    - ② 現地傭人雇用に係る経費
    - ③ ベースライン調査（現地再委託経費）
    - ④ エンドライン調査（現地再委託経費）
    - ⑤ 交通安全キャンペーン（現地再委託経費）
    - ⑥ 交通事故データベース構築（現地再委託経費）
    - ⑦ パイロット事業（現地再委託経費）
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) BDT 1 = 1.250910 円
  - b) US\$ 1 = 104.156 円
  - c) EUR 1 = 124.578 円
- 4) その他留意事項（以下、例）
  - a) バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 13,500 円／泊として計上してください。（30 日以上での宿泊の場合の逡減には適用します。）

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／交通安全政策・計画（1号）
- b) 交通安全教育（3号）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 30.58 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

**9 評価結果の通知と公表**

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年2月26日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部 ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp) (**※アドレス変更**)) 宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

- (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25

号)に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

#### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

#### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路交通計画策定に関する業務、及び交通安全施設の調査・検討・設計に関する業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(3月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということも考えますので、渡航が4月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。(本案件は若手加点の適用はありません。)

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/交通安全政策・計画(1号)

➤ 交通安全教育(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

#### 【業務主任者(業務主任者/交通安全政策・計画)】

a) 類似業務経験の分野：道路交通計画策定に関する業務

(なお、交通安全計画の策定、交通安全教育の実施、道路交通事故に関する調査・検討・分析業務のいずれかまたは複数の経験を有していることが望ましい。)

b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ国及び全世界

- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 交通安全教育】

- a) 類似業務経験の分野：交通安全教育に関する調査・検討・実施業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等相关資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合は、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(34)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／交通安全政策・計画	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／○○○○	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： 交通安全教育</b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	5	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 2月10日（水） 15：00～  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Skype による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

### 3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
  - a) 電話会議  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
  - b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議  
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

## 第3 特記仕様書案

### 1. プロジェクトの背景

バングラデシュ国のダッカ首都圏（Dhaka Metropolitan Area : DMA）は、1,600 万人以上の人口を擁する同国最大の都市である。同国においては、2000 年以降に年平均 6%の経済成長率を達成しており、経済成長に伴い地方部から都市部への人口流入が続いており、2025 年にはダッカ首都圏の人口は 2,200 万人になると予想されている。また、経済成長及び人口増加に伴う自動車や二輪車の保有台数の増加により、ダッカ首都圏での道路交通渋滞が深刻化しており、交通マナーの欠如が交通事故を引き起こしている。

2018 年 7 月、免許を保持していないドライバーが運転するバスにより 2 人の学生が交通事故の被害にあって死亡したため、学生による交通安全を求める激しい抗議活動が巻き起こった。同国の内閣が 2018 年に承認した道路交通法により悪質なドライバーによる交通事故への罰則を厳格化した。バングラデシュ国民の間で交通安全を求める声は激しさを増しており、社会の不安定要因になっている。同国では把握できているだけでも 2018 年上半期に道路交通事故が 2,353 件発生して、2,471 人が死亡しており、特に子どもや高齢者などの社会的弱者が被害に遭うケースの増加が社会問題化している。

バングラデシュ政府は国家道路交通安全にかかる戦略計画（2017-2020 年）を策定し、省庁横断的に交通安全に関する取り組みを進めている。2019 年 4 月には、ハイレベル政府諮問機関として結成された道路安全委員会（Road Safety Committee）が首相に報告書を提出して、今後取り組むべき活動につき提言している。同報告書では歩行者の劣悪な交通マナー、無秩序な公共交通（バス）の運行など非常に幅広い課題が指摘されており、特に交通事故が急増しているダッカ首都圏においては早急な対応が求められており、交通規制及び交通安全教育などを実施しているダッカ首都警察には大きな期待が寄せられている。

また、ダッカ首都警察は「ダッカ都市交通マネジメントプロジェクト（DITMP）」のワーキンググループメンバーとして参加している。DITMP は、交差点改良や ITS の活用、交通安全・規制の実施を通じた DMA の交通状況の改善策の実施を通じた DTCA の能力強化が目的である。DMP は他のワーキンググループメンバーと協働して、「道路交通規制施策の企画立案と実施に向けたアクションプラン」及び「運転手と歩行者向け交通安全プログラムのアクションプラン」の策定を行った。しかし同アクションプランは活動の羅列に留まり、実現のための具体的な筋道は立てられていないが、今後同アクションプランを実施することは交通安全の実現に重要である。

かかる状況下、ダッカ首都警察の道路交通安全に関する組織能力および実施能力の向上を図り、もって同国の交通環境を改善し交通事故の減少に寄与することで、バングラデシュで社会問題化している交通安全に対処することを目的として、バングラデシュ政府より「ダッカ交通安全プロジェクト」が要請された。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

ダッカ交通安全プロジェクト

#### (2) 対象地域

ダッカ首都圏

(3) 関係官庁・機関

実施機関：ダッカ首都警察(Dhaka Metropolitan Police: DMP)

関係機関：国家警察 (Bangladesh Police)

道路交通機構 (Bangladesh Road Transport Authority: BRTA)

ダッカ交通調整局(Dhaka Traffic Coordination Authority: DTCA)

ダッカ北部市役所 (Dhaka North City Corporation: DNCC)

ダッカ南部市役所 (Dhaka South City Corporation: DSCC)

(4) 上位目標

ダッカ首都圏における道路交通事故件数及び死亡者数の割合が減少する。

(5) プロジェクト目標

ダッカ首都圏において包括的に道路交通安全対策を実施するため、ダッカ首都警察の能力が強化される。

(6) 期待される成果

成果1：交通安全教育と広報にかかる能力が強化される。

成果2：交通事故報告／分析の能力が強化される。

成果3：交通安全、交通規制及び執行の計画立案／実施の能力が強化される。

(7) 活動 (暫定)<sup>1</sup>

活動1-1：ダッカ首都圏内外で実施される交通安全教育の現状に関する情報／データを収集し、実施機関、内容、教材などを分析する。

活動1-2：他国の交通安全教育の優良事例を学ぶ。

活動1-3：各対象に沿った交通安全教育プログラムを開発し、教材を準備する。(対象：ドライバー、歩行者、学生など)

活動1-4：交通安全教育プログラムを実施する。

活動1-5：交通安全広報／キャンペーンの年次計画を作成し、活動を行い、計画をモニター／評価する。

活動1-6：ダッカ (Dhaka) で一般向け交通安全セミナーを開催する。

活動2-1：道路交通事故に関する情報／データを収集及び分析する。(例えば、交通事故報告、交通違反執行記録、交通流量／交通量データ、道路施設一覧など)

活動2-2：現在の交通事故報告制度を見直し、有用性と妥当性を分析する。

活動2-3：現在の交通事故報告システム及び交通事故データベースを分析して、その課題を明らかにした上で、改善提案を整理する。

活動2-4：改善された交通事故報告システム及び交通事故データベースによるデータ収集・分析を支援する。

活動2-5：交通事故報告システムの活用状況をモニタリング・評価する。

活動2-6：データ分析結果を整理の上で、ダッカ首都圏における交通事故

<sup>1</sup> 活動に関しては、詳細計画策定フェーズにて検討の上、最終化予定 (5. (4) 参照)

情報を取りまとめた報告書を作成する。

- 活動3-1：道路交通安全、交通規制及び執行に関する情報／データを収集及び分析する。（例えば、関連法令、政策、計画、基準／ガイドラインなど）
- 活動3-2：オートバイなどに関して、交通規制ガイドライン及び交通執行マニュアルの作成を支援する。
- 活動3-3：ダッカ首都警察向けの「ドライバーと歩行者の道路交通安全プログラムのためのアクションプラン」及び「道路交通規制の設計と執行体制のためのアクションプラン」の実施計画を作成する。
- 活動3-4：法域内で交通安全、交通規制及び執行の運用に向けたパイロット事業を計画する。（目的、活動内容、パイロットサイトの選定等）
- 活動3-5：策定した計画に基づいて、パイロット事業を実施する。
- 活動3-6：パイロット事業結果を踏まえて課題を抽出し、改善点を検討しまとめる。
- 活動3-7：「ドライバーと歩行者の道路交通安全プログラムのためのアクションプラン」及び「道路交通規制の設計と執行体制のためのアクションプラン」を更新する。

### 3. 業務の目的

バングラデシュ国「ダッカ交通安全プロジェクト」に関し、JICA がバングラデシュ側と締結した当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、当該プロジェクトに係る R/D に基づいて実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 二段階計画策定方式での実施

本プロジェクトは二段階計画策定方式が採用されている。ついては、プロジェクト実施初期段階においてバングラデシュの交通安全に係る現状・課題を把握するためのベースライン調査を行い、R/D で合意済の PDM 及び PO をもとに、C/P を主としたバングラデシュ側関係者と本プロジェクトの詳細計画を議論する。議論の結果を JICA と相談・連携の上、必要に応じて PDM や PO の改訂を進める。PDM 及び PO 等について、C/P と合意するため、JICA はコンサルタントとも相談の上、業務開始後半年後を目途に詳細計画策定調査団を派遣する。

本プロジェクトについては、前述のとおり、2つの契約期間（①第1期（詳細計画策定フェーズ）、②第2期（本格活動実施フェーズ））に分けて実施することを想定する。ついては、それぞれの契約期間の終了時点において、時期契約期間の業務内容の

変更有無等について発注者とコンサルタントは確認を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

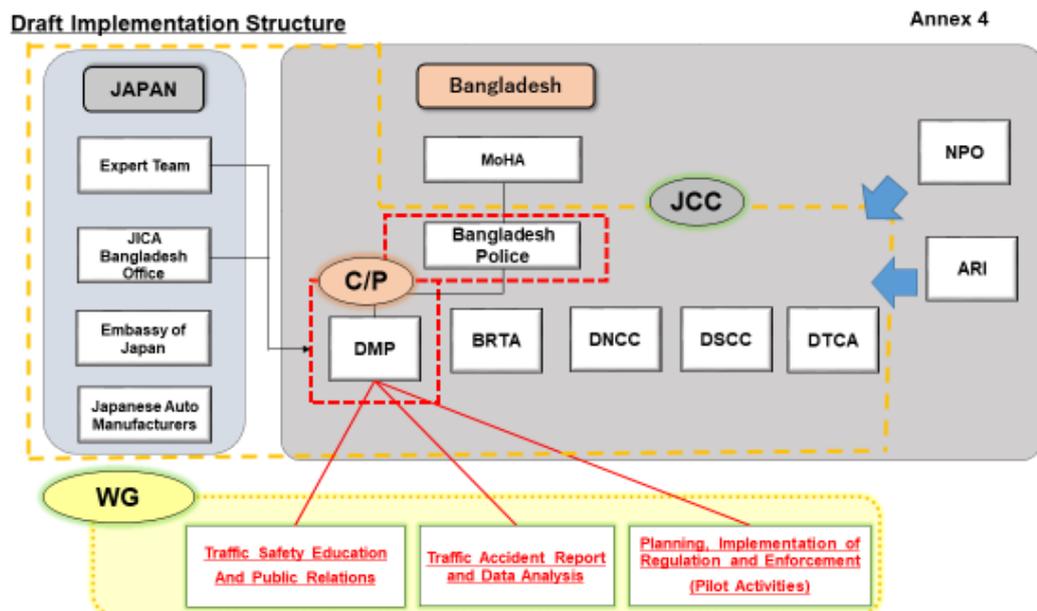
(2) バングラデシュ政府における道路交通安全政策と道路交通安全に関する体制  
 バングラデシュにおいて交通安全に係る組織体制は、国・県・郡のレベルで運営される National Road Safety Council (NRSC) が中心となっており、交通安全政策の立案は、首相府直下に位置する国レベルの NRSC (事務局：BRTA) が行う。NRSC は、交通安全に係る最上位計画である「National Road Safety Strategic Action Plan (以下、アクションプラン)」を 1997 年に初めて策定して以降、3 年毎に改定を続けており、現在、計画は第 8 次 (2017-2020) に至る。

ダッカにおいては、関係する政府機関である DMP、BRTA、DNCC、DSCC などが NRSC に所属しているが、組織によっては交通安全のための予算が無くまた各組織のコミュニケーション不足により対策が重複しているなど、十分に役割分担が調整されていない。このため、本プロジェクトを通じて各機関が個別に実施している交通安全関連の活動を整理し、役割分担等を検討することで、全体として効果的な交通安全施策を実施可能となるよう工夫すること。

### (3) バングラデシュ側実施体制と合同調整委員会 (JCC)

本プロジェクトを全般的に管理するために、合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee: JCC) を開催して、6 か月に 1 回程度 JCC を開催 (必要に応じて追加の開催もありうる) することとする。JCC の傘下には、PDM (Project Design Matrix) に示した 3 つの成果 (アウトプット) を達成するための作業部会 (Working Group: WG) が設置され、各活動の計画策定、進捗管理、課題への対応、成果発現の管理等を行う。JCC 及び WG のメンバーについては、詳細計画策定フェーズにて C/P、JICA と相談の上で選定すること。

JCC 及び WG 及び関係協力機関等の体制は下図の通り。



#### （４）成果１についての留意事項

交通事故対策に必要と考えられている「道路施設対策（Engineering）」、「交通取締り（Enforcement）」、「教育・啓発（Education）」の、所謂「3E」のうち、本プロジェクトにおいては「教育・啓発（Education）」及び「交通取締り（Enforcement）」を対象としている。特に成果１では「教育・啓発（Education）」にかかる協力となる。

他方、バングラデシュにおいては多岐に渡る政府機関、非政府機関が交通安全教育に取り組んでおり、DMPの他はBRTAが運転者教育や運輸事業者向けの交通安全教育を所掌している他、DNCC、DSCCも学校に対する交通安全教育を実施している。このため、成果１に係る活動についてはWGを効果的に活用して、DMP以外の機関による交通安全教育プログラムについても、必要に応じて支援や助言を行うこととする。

また、詳細計画策定フェーズにおいて、C/Pと広報キャンペーンの活動内容、対象、実施時期を協議すること。費用分担についても詳細計画策定フェーズにおいて、C/Pと協議すること。広報キャンペーン等に必要な経費やセミナー開催にあたり必要があれば再委託を認める。

#### （５）成果２についての留意事項

現在、DMPにおいては「MAAP5（Microcomputer Accident Analysis Package）」というソフトウェアを保有している。事故報告書（Accident Report Form）を基にDMPがデータの入力・集計を行っており、当局の担当部である事故データユニットがMAAP5用のデータにデータを入力後、事故件数等の集計が行われて交通事故報告書として整理されており、DMPから他の関係機関にも共有されている。一方、DMPでは交通事故報告書の作成に時間を要することから、一部の重大事故のみに関して報告書が作成されるなどの事故件数の過少報告により、交通事故の正確な情報把握が課題となっている。

また、交通事故データの分析手法が確立されておらず、客観的な交通事故データを用いたダッカ首都圏における交通事故の傾向、交通事故多発地点・時間の抽出なども十分に行われていない。収集された交通事故データが十分に活用できていないため、DMPが実施する交通安全対策も客観的なデータに基づいておらず、場当たりの対応に留まっている。

本プロジェクトの実施にあたっては、このような状況を考慮した上で、DMPにおけるMAAP5の活用状況や、運用に関する課題のレビュー、分析を行い、MAAP5のシステムや運用の改善について詳細計画策定フェーズにおいて検討すること。また、世界銀行が支援を検討している”Road Traffic Safety Program”でもデータベース整備が計画されることから、同事業内容を把握した上で、必要があればMAAP5とは別に新規データベース構築を提案することとする（再委託可能）。

なお、いずれの場合でも交通事故データベースの信頼性確保のため、事故データ集計に係る一連の業務プロセスを見直した上で、データの入力内容等を検討するとともに、事故報告書の記入様式や記入方法の改善やデータベース入力に係るプロセスも併せて見直しの対象とすること。

#### （６）成果３についての留意事項

本プロジェクトの成果３に関しては、成果１及び２を踏まえて、交通規制ガイドライン及び交通取締マニュアルを策定する。また、交通安全対策に係る具体的なアクションプランを策定・更新した上で、パイロット事業として、交通安全、交通規制、交

通取締に係る実証事業を行う。

パイロット事業の計画においては、成果 2 によりダッカ首都圏において特に課題と考えられる交通事故の傾向、特徴を十分に踏まえた上でサイトを選定すること。また、選定されたパイロット事業エリア内において、現況分析（道路構造、区画線、停止線、歩道、交通規制、信号、標識、取り締まり、車道・歩道の不法占用等）を幅広く調査した後、詳細計画策定フェーズにおいて C/P と活動内容、実施工程、事業規模などを検討・調整することとする。費用分担についても詳細計画策定フェーズにおいて、C/P と協議すること。また、パイロット事業実施にあたり必要があれば再委託を認める。

#### （7）運転免許制度と運転者教育

バングラデシュにおける運転免許の取得には、筆記、口述、実技による試験はあるものの、その内容は一般的かつ容易なものである。ドライバーが交通ルールを順守していない、または熟知していない状況を鑑みて、免許取得時の訓練や試験内容については改善の余地があると考えられる。

なお、免許更新時において、更新時講習は職業ドライバーのみが対象であり、一般ドライバーは対象となっていないため、道路交通法の理解を促し、交通ルールを順守させるためにも免許取得に係る訓練時や試験内容、更新時の講習における内容の改善や検討が必要となる。

なお、免許制度は BRTA が所掌しており、本プロジェクトにおいて免許制度自体の見直しは協カスコープ外となっているが、運転者への交通安全教育という観点から課題を抽出して、DMP におけるアクションプランに含めることとする。また、上記を促進・改善させるための活動として、教材の作成や交通安全マニュアル等も作成することとする。

#### （8）商用車両の安全運航管理

BRTA により公共バスなどにかかる運行ルート許可や交通規制、免許取得・更新時における講習受講義務などは行われているものの、商用車両の安全な運行管理に関する支援は不足している状況である。

このため、良好な事業者を支援・認定する制度のサポートや、法律改正を必要としなくても可能かつ、安全運行管理に資する運輸事業者向けの交通安全教育プログラムの策定や、教育機会を提供すること等が必要と考えられる。

これらは主に BRTA の役割ではあるが、本プロジェクトの WG 等を通じて、運輸事業者向けの交通安全教育プログラムについて必要な助言を行うこと。また、ダッカ市内には RFID タグから自動的に車両情報を読み取れる地点が 12 か所あり、これらを有効活用した運行管理や交通安全に係る取組についても BRTA 及び DMP とともに検討すること。

#### （9）他ドナー

世界銀行は” Road Traffic Safety Program” を検討しており、国家道路安全委員会 NRSC に属する政府機関（道路橋梁省、BRTA、DTCA、RHD、Bangladesh Police）をカウンターパートとしている。事業内容はパイロット事業によるダッカ内外の道路における交通安全施設の整備の他、バングラ側関係機関を対象とした交通安全データベースの整備などが含まれている。

また、アジア開発銀行はバングラデシュ道路橋梁省道路部(RHD)を主なカウンターパート機関として、幹線道路における交通事故データの収集・分析、道路施設の交通安全対策、道路の維持管理にかかる技術支援を実施予定している。

世界銀行、アジア開発銀行と JICA のプロジェクトはカウンターパート機関や協力対象地域に相違があるものの、各機関とも交通事故情報の集計や交通事故データベースの整備について活動に含めている。このため、今後の詳細計画策定フェーズにおいては、世界銀行及びアジア開発銀行と十分に調整を行い、それぞれの業務のデマケを調整するよう留意すること。

#### (10) ホンダとの連携

バングラデシュでは、National Motorcycle Development Policy(2017)を制定してバイク産業の育成に力を入れており、所得の増加に伴いバイクが急激に増加しており、バングラデシュにおけるバイクの登録台数は 2016 年に 70 万台であったものが、2018 年には 220 万台となっている。ダッカにおいては、2018 年 4 月時点で 469,881 台にのぼり、8 年後には 2 倍になると予想されており、バイクによる交通事故も増加が想定される。

2018 年 11 月には日本企業のホンダが現地で二輪工場の稼働を開始している。ホンダでは二輪の事故が社会問題化しないよう、二輪の交通安全へ貢献する方針を有している。本プロジェクトにおいてもバイクが本格的に普及する前に、適切な運転者教育を実施することが重要であるため、運転免許センターでの実技訓練などにおいてホンダの交通安全教育との連携を目指している。このため、本プロジェクトを通じてホンダにおける二輪の交通安全教育にかかる講習や啓蒙活動の計画を把握するとともに、詳細計画策定フェーズにて具体的な連携時期や連携内容を協議・検討することとする。

#### (11) ベースライン調査及びエンドライン調査

詳細計画策定時にベースライン調査、プロジェクト終了前にベースライン調査で調査した項目についてエンドライン調査を実施する。

ベースライン調査及びエンドライン調査の TOR、調査項目及び方法については JICA 及び C/P 機関と協議して最終化するものとし、現地再委託を認める。なお、ベースライン調査及びエンドライン調査を現地再委託する場合、同一の委託先に同一の契約として委託することが望ましいが、これによらない方法も妥当性を確認されれば認める予定である。

#### (12) 本邦研修、第三国研修の戦略的活用

本プロジェクトでは、日本の道路交通安全に関する基準・経験・教訓を学び、バングラデシュでの制度改善、体制構築、教育・研修活動に活かすことを目的として、2021～2023 年度に本邦研修を予定している。

特に協カリソースとの関係で本邦研修、第三国研修の戦略的な活用が求められるところ、詳細計画策定フェーズにて JICA 及び C/P 機関と協議の上、本邦研修の内容、期間、実施方法等を提案すること。特に、日本における交通事故データの分析や交通取り締まりなど、日本での技術移転が有効と考えられるものについては、通常のプロジェクトよりも長めに本邦研修、在外研修を計画して、本邦あるいは第三国で集中的に C/P に技術移転を実施した上で、現地で研修内容の実践を支援する等、現地と本邦の活動のバランスを工夫すること。

また、実施時期は JICA 及び C/P 機関と協議の上、確定する。日本とバングラデシュ双方におけるコロナ禍に係る水際防疫措置に注意すること。なお、研修実施にあたっては研修詳細計画書を作成し、打合簿にて確認すること。

### (13) プロジェクトの柔軟性の確保について

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P 機関のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じてプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA はこれら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（バングラデシュ側との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が JICA に事前に相談し、合意を得る。その上で、先方実施機関との協議結果とともに、R/D 変更<sup>2</sup>のための M/M(案) 及び添付の PDM、PO の変更（案）を作成し、提出する。

### (14) バングラデシュ側実施機関のオーナーシップの確保

プロジェクトの成果の持続性維持や他のエリアへの展開、拡大のために、バングラデシュ側のオーナーシップの確保と能力強化が重要であることに留意する。このため、本プロジェクトの運営は PDM に沿った C/P との協働作業を基本とし、JICA 及び受注者は、バングラデシュ側 C/P の主体性を尊重し、業務実施プロセスについて十分意識・工夫を行っていくものとする。

### (15) 広報・啓発活動

本プロジェクトは DMP 及び関係機関の道路交通安全に関する組織能力及び実施能力の向上を図ることでバングラデシュの交通環境を改善し交通事故死者数の減少を達成していくものであるが、同時にプロジェクトの意義・活動・成果を広く知らしめていくことで、ドライバー等のマインドセットを変えていくことが重要と考えられる。業務実施にあたっては、メディア等を通じた発信、DMP 等 C/P 機関のオフィシャル・サイトでの活動内容の掲載、交通安全キャンペーンの開催や各成果における研修活動、JICA バングラデシュ事務所の広報部門との連携、DMP 主催ワークショップ／セミナー時に相乗りで啓発を行うなど、各種機会を活かして積極的に周知活動を行っていくこと。日本向けには、JICA 技術協力プロジェクトホームページにおいて、本プロジェクトの紹介ページを作成し、活動・成果等を定期的に発信することなどを想定している。

### (16) 執務室の提供

R/D に記載のとおり、DMP にて、執務室（執務机・椅子や空調等の基本的なオフィス家具を含む）を準備する予定である。

---

<sup>2</sup> プロジェクト基本計画に関する事項（R/D 本文及び PDM 記載項目：案件名称、プロジェクト期間、プロジェクトサイト、ターゲットグループ、相手国実施機関、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、投入、実施体制等）の変更を要する場合は、R/D の変更が必要。PO のスケジュール欄に記載の事項（活動／投入スケジュール等）についてはプロジェクトレベルで修正・合意が可能。

#### (17) 環境社会配慮

JICA「環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)において、本業務は環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと判断されたため、カテゴリCに分類されている。今後、実施途上においても環境や社会への負の影響が生じる事業が計画、実施される見込みはないと考えられるものの、同ガイドラインを参照のうえ、万が一カテゴリB以上に分類されるような状況に至る可能性があれば、速やかにJICAに報告し、C/P側との協議を行うこととする。斯様な場合、適宜カテゴリ分類を見直し、業務内容の変更を行うと共に、バングラデシュ国環境関連法規に基づく必要な措置を講じることとする。

#### (18) JICA 内部プラットフォーム及び JICA 外部関係機関・組織

JICA 交通安全関連プロジェクトの知見・経験・教訓を集約、それらプロジェクトの横断的实施管理、開発効果増大に向けた支援検討、協力効果の検証を行う「交通安全プラットフォーム」が JICA 内部に設置される予定である。プロジェクトの実施にあたり、情報提供を始めとしたプラットフォームへの協力、プラットフォーム会合時の報告、プラットフォームを介した他プロジェクトとの連携を行うこと。

また世界銀行(WB)、国際自動車連盟(FIA)、アジア開発銀行(ADB)他の国際機関が共同で、アジア太平洋地域の交通安全に資する枠組み(Road Safety Observatory)にて事故データベースの共通項目設定等を働きかけている。本邦の国土交通省では「日ASEAN交通連携」事業の中で、道路交通安全分野の協力に取り組んでいる。公益財団法人国際交通安全学会(International Association of Traffic and Safety Sciences。以下、「IATSS」という。)では、交通安全に係る研究活動を開発途上国で継続的に実施してきており、現在も「東南アジアのモデル地区における情報共有型交通安全対策スキームの社会実装」を実施中である。加えて同国には多数の日本企業(特に自動車メーカー)が進出しており、独自の交通安全キャンペーンを開催している。本プロジェクトの協力効果の最大化のためには、これら機関・組織との連携・協働にも留意しつつ、業務を実施する。

#### (19) 新型コロナウイルス感染症流行の影響

2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延に伴い、日バングラデシュ政府による出入国の制限や航空便の減少といった影響が出ている。本業務の実施にあたっては相当の柔軟性をもって対応することが必須となる。特に業務開始当初においては、現地渡航の制限が緩和されていない可能性もあるため、オンラインでの協議体制を構築して対応するなど国内での業務実施を想定する必要がある。併せて、現地傭人としてローカルエンジニアを常時雇用するなど、本邦からの渡航が難しい場合でも現地傭人などを通じて協力が実施できるような体制を検討すること。また、国ごとに今後の情勢は異なるものの、現時点での想定としては2021年度第1四半期から現地渡航等の制限が緩和される想定で、プロポーザルを作成すること。

## 6. 業務の内容

本業務は、上記5.(4)のとおり「詳細計画策定フェーズ」と「本格活動実施フェーズ」に分け、以下の業務内容を想定している。尚、新型コロナウイルスの影響を受け現地渡航が困難となる可能性もあるため、遠隔での事業実施の方法についてもプロ

ポーザルに記載すること。

加えて、2021年4月を目途に実施を予定している詳細計画策定調査の結果次第ではその後の活動内容を変更する可能性がある点につき留意すること。なお、活動変更に伴う業務追加等は、契約変更にて対応することとする。

#### 【詳細計画策定フェーズ：2021年3月下旬～2021年9月下旬】

##### (1) ワークプラン（第1期）案の作成

本プロジェクトにかかる基本計画策定調査結果や R/D 等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、本業務実施の基本方針、また詳細計画策定フェーズにおける業務実施方法や工程計画等を作成し、これらをワークプラン（第1期）案として取り纏める。

##### (2) ワークプラン（第1期）の説明・協議、確定

現地業務開始後にワークプラン（第1期）案をバングラデシュ側 C/P 機関の関係者等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワークプラン案についての協議を行う。

##### (3) 関連資料の収集とレビュー

本プロジェクトに関連するバングラデシュの交通安全分野に関する資料・情報に関して、以下の事項等を含め、C/P 機関と協働で必要な情報収集・現状把握を行う。

- バングラデシュにおける交通安全政策・計画
- 交通安全分野に関する法制度
- C/P 機関の交通安全分野の財源・予算計画
- 交通事故情報（事故件数、死傷者数、発生原因、被害者属性等）
- バングラデシュ関係機関の交通取締りに関する体制、取締件数、取締内容
- ダッカの交通安全に関する広報・普及・啓発活動
- バングラデシュ関係機関による交通安全教育の内容
- 他ドナーの交通安全分野の支援状況
- ホンダとの連携内容

##### (4) プロジェクト詳細計画の検討及びベースライン調査の実施

基本計画策定調査時に合意した R/D を基に、基本計画策定時に暫定もしくは未定となっていた PDM 及び PO の事項に関して、バングラデシュ側との関係機関と協議の上定める。

本プロジェクトのモニタリングに必要とされる各種指標の基準値・目標値案に関して、C/P 機関と協議の上、共同でベースライン調査を実施し、設定を行う。ベースライン調査は、特定したパイロットエリアにおける交通事故死者や交通事故形態、また、PDM の各成果に関するバングラデシュ関係機関の実施能力の状況等について調査することを想定している。ベースライン調査の調査内容、手法については、プロポーザルで提案すること。

PDM 及び PO の最終案に関しては、本格活動実施フェーズ前に、第1回 JCC において承認されることを想定している。

【本格活動実施フェーズ：2021年10月上旬～2024年9月下旬<sup>3</sup>】

(6) ワークプラン（第2期）の作成と合意

上記詳細計画策定フェーズ時に最終化・合意されたPDM及びPOの目標達成や活動実施が着実に遂行されるよう、本格活動フェーズ時における業務実施の基本方針・方法、また業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン（第2期）案として取り纏める。

(7) ワークプラン（第2期）の確定

現地業務開始後にワークプラン（第2期）案をバングラデシュ側C/P機関の関係者等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワークプラン案についての協議を行う。

(8) JCCの開催

バングラデシュ側C/P機関が主体となって、6ヵ月に1回（必要に応じて追加の開催もありうる）の開催頻度を目途にJCCを実施する。本業務実施契約の業務従事者（業務主任者等）は、JCCに参加すると共に、C/Pと協力して会議資料等の作成を行うこと。第1回JCCでは、本プロジェクトの詳細計画策定フェーズにおいて作成したPDM、PO等の最終案について承認する想定。第1回目のJCC以降については、モニタリングシートを活用して活動内容の進捗を行うとともに、今後の活動計画の承認を得る。また、プロジェクト実施にあたって確認された課題点を報告するとともに、必要に応じてPDM、PO等の改訂を提案し、承認を得る。JCCの協議結果は、別途協議議事録として取り纏め、プロジェクト進捗状況と課題、JCC開催時点までに得られた成果について関係機関で広く共有し、必要に応じて課題への対応策を検討する。

(9) ワークプラン（第2期）に基づく活動推進

ワークプラン（第2期）に基づき、バングラデシュ側C/P機関と協働して、策定されたPDMの目標達成に向けて活動を推進する。

(10) 本邦研修の実施

技術移転の一環として、プロジェクト目標及び成果達成に資する本邦研修を、1回約10名14日間程度として計3回の実施を想定している。C/Pでそれ以上の研修参加者を望む場合は、本邦側受入能力を考慮しつつバングラデシュ側自国負担として調整する。

本邦研修は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に基づき実施する。同ガイドラインに記載の「受入業務」「監理業務」「実施業務」のうち、「受入業務」「監理業務」はJICAが行い、受注者は「実施業務」を行う。主な業務は以下のとおり。

1) 研修カリキュラムの策定

<sup>3</sup> 詳細計画策定フェーズにおいて、本格活動実施フェーズ期間の詳細を検討予定。

- 2) 研修受入先選定、内諾取付け
- 3) 研修受講候補者が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び取付け支援
- 4) 研修受入先との日程及び研修内容の調整
- 5) 研修の実施（経費精算を含む）
- 6) 研修成果の業務への活用促進

プロジェクト目標及び成果達成に必要なと思われる研修先、研修内容、時期、期間等をプロポーザルで提案し、上記ガイドラインをよく参照した上で、必要な経費を本見積りに計上すること。

なお、業務実施中に JICA 及び C/P 機関と協議のうえ、先方ニーズに応じた研修内容の変更は可とする。研修実施にあたっては、研修詳細計画書を作成し、打合簿にて確認すること。

#### (1.1) 現地普及セミナーの開催

本プロジェクト終了時期に、プロジェクトの成果を普及することを目的に、パイロットエリア内において、現地セミナーの開催を想定している。開催にあたっては、本プロジェクトの C/P 機関に加え、地方行政機関・学校、周辺住民、交通安全分野の事業を実施している他ドナー機関等広く参加を呼びかけ、本プロジェクトの活動、成果、また課題等に関して意見交換を行うことを想定している。現地セミナーの詳細な内容、開催時期、招待者、実施方法については、本プロジェクト実施中に C/P と調整すること。

なおセミナーの開催は、基本的にはバングラデシュ側 C/P 施設・設備や JICA 施設・設備を活用して実施することを想定しているが、啓発キャンペーン等に必要な経費やセミナー開催にあたり必要となる費用あれば、本見積りにて計上すること。

#### (1.2) エンドライン調査の実施

本プロジェクトの終了数か月前頃に PDM で設定した指標に対する達成状況を確認するため、エンドライン調査を実施する。

#### (1.3) プロジェクト事業完了報告書 (PC/R) の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し、実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。報告書の内容についてはバングラデシュ側に説明し、合意を得た上で、JICA バングラデシュ事務所に提出すること。その後 JICA からのコメントを踏まえて報告書案を修正し、JCC で合同レビューを実施し、その結果を踏まえ報告書を修正、確定する。したがって、ドラフト PC/R は、業務完了の 3 ヶ月程度前を目途として、余裕を持って提出することが望ましい。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の提出にあたっては、C/P と協働で作成にあたること。また、プロジェクト事業

完了報告書（PC/R）には技術協力作成資料を添付するものとする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要部数は別途受注者が用意する。

期	報告書等	時期等	言語・部数
第1期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文 3 部
	ワークプラン (第 1 期)	第 1 期契約締結 約 1 ヶ月後	英文 3 部
	業務完了報告書 (第 1 期)	第 1 期契約終了 時	和文 3 部 英文 3 部
第2期 <sup>4</sup>	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文 3 部
	ワークプラン (第 2 期)	第 2 期契約締結 後約 1 ヶ月以内	英文 2 部
	ベースライン調査報告書	第 2 期契約締結 後約 3 ヶ月以内	英文 2 部
	Monitoring Sheet Ver.1	第 2 期契約締結 6 ヶ月後	英文 2 部
	Monitoring Sheet Ver.2	Ver.1 提出の 6 ヶ月後	英文 2 部
	Monitoring Sheet Ver.3	Ver.2 提出の 6 ヶ月後	英文 2 部
	Monitoring Sheet Ver.4	Ver.3 提出の 6 ヶ月後	英文 2 部
	Monitoring Sheet Ver.5	Ver.4 提出の 6 ヶ月後	英文 2 部
	Monitoring Sheet Ver.6	Ver.5 提出の 6 ヶ月後	英文 2 部
	プロジェクト事業完了報告書 (PC/R)	第 2 期契約終了時	和文 5 部 英文 13 部 CD-R 6 枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R 等）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は、JICA と受注者で協議、確認する。

<sup>4</sup> 詳細計画策定フェーズでプロジェクト期間の詳細を検討予定であり、検討結果に応じて Monitoring Sheet の提出頻度やプロジェクト事業完了報告書の提出時期が変更される可能性がある。

各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じて図や表を活用して読みやすいものとする。報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保できるよう留意する。各報告書が分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。また、結果のみでなくデータ及び情報の根拠となる基準や出典あるいはその検討過程に関する記述・導出法を明記すること。

## (2) 技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料等<sup>5</sup>を入手の上、プロジェクト事業完了報告書に添付して提出すること。

- ア 交通事故報告書
- イ 交通安全教育プログラ及び交通安全教育の教材
- ウ 交通規制ガイドライン
- エ 交通違反取締りマニュアル
- オ ドライバー・歩行者向けの道路交通安全プログラムに係るアクションプラン
- カ 道路交通規制の設計と実施手法に係るアクションプラン

## (3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に報告する。なお、バングラデシュ側と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2 ページ程度）
- イ 活動に関する写真（1 ページ程度）
- ウ Work Breakdown Structure（WBS）
- エ 業務従事者の従事計画／実績表
- オ 貸与物品リスト

---

<sup>5</sup> 詳細計画策定フェーズにおいて、PDM の詳細な活動内容や指標を検討する中で、業務を通じて作成する資料等も追加、変更する可能性があり、PDM が最終化した段階で、提出する資料等についても改めて発注者と確認予定。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務の工程

本プロジェクトの期間は現状 42 ヶ月間を想定<sup>6</sup>しており、本業務については以下の2つの期間に分けて業務を実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延の影響を鑑み、業務実施中に JICA と受注者間で協議の上、必要に応じて履行期間を延長する場合がある。また、コロナウイルスの状況により変更となる可能性はあるが、現時点での想定としては2021年4月から現地渡航可能という想定で、プロポーザルを作成すること。

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

- (1) 第1期（詳細計画策定フェーズ）：2021年3月下旬～2021年9月下旬
- (2) 第2期（本格活動実施フェーズ）：2021年10月上旬～2024年9月下旬<sup>7</sup>

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- 第1期 12 M/M  
(全体) 92M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

業務の内容及び業務の工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合は、その理由及び人材費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任者/交通安全計画・政策（1号）
- 2) 交通安全教育（3号）
- 3) 交通規制
- 4) 交通取締り
- 5) 交通事故データ分析
- 6) 交通事故システム開発
- 7) 広報活動
- 8) モニタリング
- 9) 研修計画

### 3. 対象国の便宜供与

便宜供与の詳細は当該プロジェクトに係る R/D に記載のとおりであるが、現在のところ以下がバングラデシュ側によって準備される予定である。

<sup>6</sup> 詳細計画策定フェーズにおいて、プロジェクト期間の詳細を検討予定であり、変更の可能性あり。

<sup>7</sup> 同上。

- ・ C/P の配置（DMP の職員）
- ・ 執務室（DMP 建屋内）
- ・ JICA 専門家のプロジェクト地域へのアクセス許可
- ・ JICA 専門家への ID カードの貸与（必要に応じて）
- ・ バングラデシュ側参加者の旅費・日当

#### 4. 配布資料及び公開資料

##### (1) 配布資料

- 1) 本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書案
- 2) 本プロジェクトの R/D
- 3) Traffic Safety Committee Report（バングラデシュ政府作成）
- 4) Traffic Regulation Action Plan（DITMP 作成）
- 5) Traffic Safety Action Plan（DITMP 作成）

##### (2) 公開資料

- 1) 「バングラデシュ人民共和国 ダッカ都市交通マネジメントプロジェクト詳細計画策定調査報告書」（2013年11月）  
[https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710\\_101\\_12177135.html](https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_101_12177135.html)
- 2) 「ベトナム国 交通警察官研修強化プロジェクト 外部事後評価報告書」（2017年11月）  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_0901499\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_0901499_4_f.pdf)
- 3) 「ベトナム国 ハノイ交通安全人材育成プロジェクト 外部事後評価報告書」（2013年12月）  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012\\_0601768\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_0601768_4_f.pdf)
- 4) 「プロジェクト研究 開発途上国における交通安全への取り組み ファイナルレポート要約」（2016年6月）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026643.html>  
「プロジェクト研究 開発途上国における交通安全への取り組み ファイナルレポート」（2016年6月）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026644.html>

#### 5. 資機材の調達

本業務遂行上、必要な資機材があればプロポーザルにて提案すること。当該資機材購入費（輸送費を含む）は別見積として計上すること。

なお、本業務実施のために本邦あるいは第三国から携行する受注者所有の資機材のうち、本邦あるいは第三国に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、必要な手続きを行うものとする。実施にあつては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」（2017年6月）、「JICA 輸出管理ガイドライン（業務受託者向け）」（2017年6月）に基づいて行う。

## 6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。またその他現地再委託により実施が適当と認められるものはプロポーザルにて提案すること。

- (1) ベースライン調査
- (2) エンドライン調査
- (3) 交通安全キャンペーン
- (4) 交通事故データベース構築
- (5) パイロット事業

この他の業務でも現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが効率的、経済的と考える作業項目がある場合、理由を付してプロポーザルで提案すること。

なお、現地再委託にあつては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2017年4月)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

## 7. その他の留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (2) コンプライアンスの確保

本業務を実施するにあたり、不正行為の防止のためのコンプライアンス確保の体制について、提案があればプロポーザルにて記載すること。

### (3) 安全管理

#### 1) 渡航前

##### a) 当機構が行う安全対策研修・訓練の受講

本事業の業務従事者のうち、必ず1名は「安全対策研修」(対面座学)又は「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」(Web)を受講すること。

##### b) 当機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング

全業務従事者(日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む。)が渡航の度に必ずブリーフィングを受講すること。

参考 URL : <https://www.jica.go.jp/about/safety/briefing.html>

##### c) 外務省「たびレジ」への登録

全業務従事者が各自登録を行うこと。

参考 URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

d) 当機構バングラデシュ事務所への情報提供

当機構バングラデシュ事務所が送付する安全情報に関連するメーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式に記入し、当機構本部、バングラデシュ事務所の担当者に提出すること。

また、ダッカ出入国便、滞在先、宿泊施設も含めたバングラデシュ滞在スケジュールを提出すること。

2) 渡航後

a) 事務所ブリーフィング

バングラデシュ到着後、速やかに当機構バングラデシュ事務所による安全ブリーフィングを受講すること。安全ブリーフィングの受講日時については、当機構バングラデシュ事務所担当者と調整すること。

b) 通信手段

有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）する。特に、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話等（スマートフォンやモバイルルーター等、現地にて入手可能）を常備し、チームごとにデータ通信が可能な状態にすること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。

c) 滞在スケジュール

バングラデシュ国内での安全対策について、当機構バングラデシュ事務所の指示に従うこと。現地での活動については最大限安全面に考慮した日程となるよう、同事務所担当者と十分な調整を行う。現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。

加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定し、柔軟に対応できるように準備すること。

d) 宿泊施設

宿泊施設は、当機構バングラデシュ事務所が安全対策を確認したホテルなどに限定する。

e) 執務環境

執務室についても当機構の安全基準を満たす必要があるため、その確保に際し、実施機関の提供する施設等であっても当機構バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げが必要な場合は、当機構バングラデシュ事務所が定める手続きに従って受注者が安全状況を点検し、同事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。

団員の執務エリアは、滞在先のホテル、調査協力機関執務室の一部（貸与

の可否について発注者とバングラデシュ側で協議予定)、現地再委託先執務室を想定している。

f) ダッカ市外への移動

ダッカ市外への移動は、当機構バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合は、当機構バングラデシュ事務所に相談すること。

g) 第三国業者を活用した再委託

現地再委託を第三国業者と締結する場合、再委託先の業務実施時に適切な安全対策がなされるよう、契約に安全対策に係る必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時に、①再委託業者が受注者からの指示に従うことを確保すること及び、②受注者や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合、当該契約がその障害とならないよう、双方が協議して別途対応する等の不可抗力条項等を盛り込むことを検討すること。

h) 安全管理体制

現地作業中の安全管理体制(日本国内からの支援体制も含む)をプロポーザルに記載すること。

3) その他

上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、当機構バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる(要すれば契約額の増額を協議する)。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、発注者が別途定める「JICA 不正腐敗防止ガイドダンス」(2014年10月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(5) 適用する約款

本業務に係る契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供に係る対価について消費税を不課税とすることを想定している。

以上